

住民投票制度に関する参考資料

1 現在ある住民投票制度の種類について

【現行法上制度化されているもの】

(1) 議会の解散請求（地方自治法）

選挙権を有する者の 3 分の 1 以上の署名を得て、その地方公共団体の選挙管理委員会に対して議会の解散を求める請求があった場合には、住民投票に付し、結果、過半数の同意があれば議会は解散する。

(2) 議員または長の解職請求（地方自治法）

選挙権を有する者の 3 分の 1 以上の署名を得て、その地方公共団体の選挙管理委員会に対して議員または長の解職を求める請求があった場合には、住民投票に付し、結果、過半数の同意があれば議員または長は失職する。

(3) 地方自治特別法に関する住民投票（日本国憲法）

特定の地方自治体のみに適用される特別法を制定しようとするときは、その地方公共団体の住民による住民投票において、その過半数の賛成を得なければ、制定することができない。

(4) 合併協議会の設置についての住民投票（市町村の合併の特例等に関する法律）

議会で否決された住民請求による合併協議会設置について、改めて合併請求市町村の長または 6 分の 1 以上の連署をもって住民投票に付することを請求できる。

【地方公共団体が定める条例によるもの】

地方公共団体が条例で定めるものです。条例による住民投票を行うためには、住民投票条例の制定についての請求もしくは提案をした後、議会の議決を経ることにより条例が制定される。

(1) 住民による請求（直接請求）

普通地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する者は、その総数の 50 分の 1 以上の者の連署をもって、その代表者から、普通地方公共団体の長に対し、条例の制定または改廃の請求をすることができる

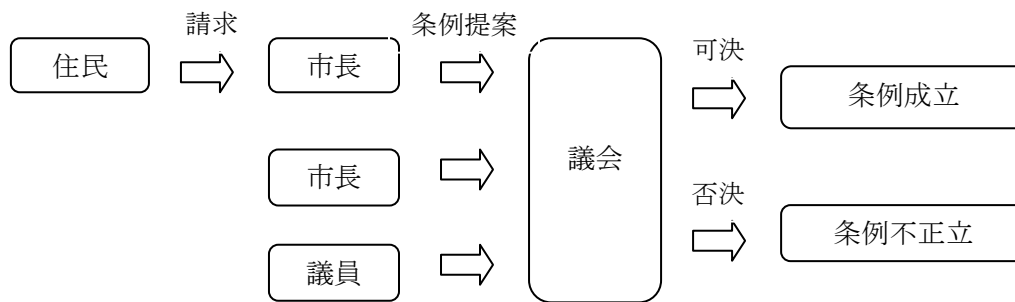
(2) 議員による提案

普通地方公共団体の議会の議員は、議会の議決すべき事件につき、議会に議案を提出することができる。ただし、議案を提出するにあたっては、議員の定数の 12 分の 1 以上の賛成が必要なければならない。

(3) 首長による提案

普通地方公共団体の長は、普通地方公共団体の議会の議決を経るべき事件につきその議案を提出することができる。

2 住民投票条例制定までの流れ



3 自治基本条例に規定される住民投票について

住民投票規定に、具体的な制度を盛り込んでいないもの

【帯広市帯広市まちづくり基本条例】

(住民投票)

第11条 市長は、市政の重要事項について、住民の意思を確認するため、必要に応じて住民投票を実施することができるものとし、その結果について尊重しなければならない。

2 住民投票を行う場合はその事案ごとに、必要な事項を規定した条例を別に定めるものとする。

3 市長及び市議会議員の選挙権を有する住民は、法令の定めるところにより、住民投票を規定した条例の制定を市長に請求することができる。

【寝屋川市みんなのまち基本条例】

(住民投票制度)

第25条 市政に係る重要事項について、直接、住民の意思を確認する必要があるときは、住民投票制度を設けることができる。

住民投票に何らかの規定を盛り込んでいるもの

①地方自治法の直接請求と同様な内容を規定しているもの

【吹田市自治基本条例】

(住民投票の実施等)

第21条 市長は、市政の重要事項について、広く住民の意思を確認するため、その都度、条例で定めるところにより、住民投票を実施することができます。

2 市は、住民投票の結果を尊重しなければなりません。

3 第1項の条例においては、それぞれの事案に応じ、投票に付すべき事項、投票の手続、投票資格要件その他住民投票の実施に関し必要な事項を定めるものとします。

(住民投票に関する条例の制定請求)

第22条 本市において選挙権を有する者は、市政の重要事項について、地方自治法の定めるところにより、その総数の50分の1以上の者の連署をもって、その代表者から市長に対し、前条第1項の条例の制定を請求することができます。

②地方自治法の直接請求と違う内容を規定しているもの

【大阪府豊中市豊中市自治基本条例】

(市民投票)

第30条 市内に住所を有する満18歳以上の者（外国人を含む。第3項において同じ。）は、将来にわたって市に重大な影響を及ぼすと考えられる事項に関し、その総数の6分の1以上の者の連署をもって、市長に対し市民投票の実施を請求することができる。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、市民投票を実施しなければならない。

3 市民投票の投票権を有する者は、市内に住所を有する満18歳以上の者とする。

4 市長及び市議会は、市民投票の結果を尊重しなければならない。

5 市民投票の実施に関する手続その他必要な事項は、別に条例で定める。

【大和市自治基本条例】

(住民投票)

第30条 市長は、市政に係る重要事項について、住民の意思を市政に反映するため、住民投票を実施することができる。

2 市民、市議会及び市長は、住民投票の結果を尊重しなければならない。

(住民投票の請求等)

第31条 本市に住所を有する年齢満16年以上の者は、市政に係る重要事項について、その総数の3分の1以上の者の連署をもって、その代表者から市長に対して住民投票の実施を請求することができる。

2 市議会は、市政に係る重要事項について、議員の定数の12分の1以上の者の賛成を得て議員提案され、かつ、出席議員の過半数の賛成により議決したときは、市長に対して住民投票の実施を請求することができる。

3 市長は、市政に係る重要事項について、自ら住民投票を発議することができる。

4 市長は、第1項又は第2項の規定による請求があったときは、住民投票を実施しなければならない。

5 住民投票の投票権を有する者は、本市に住所を有する年齢満16年以上の者とする。

6 住民投票について必要な事項は、別に条例で定める。

① 住民投票規定に、具体的な制度を盛り込んでいないもの

② 住民投票に何らかの規定を盛り込んでいるもの

【岸和田市自治基本条例】

(住民投票)

第20条 市長は、岸和田市が直面する将来にかかわる重要課題について、定住外国人を含む住民のうち18歳以上の者が、その総数の4分の1以上の者の連署をもって住民投票を市長に請求したときは、直接住民の意思を問うため住民投票を実施しなければならない。

2 住民投票の投票権を有する者は、定住外国人を含む住民のうち18歳以上の者とする。

3 市は、住民投票の結果を尊重しなければならない。

4 住民投票の実施に関する手続その他必要な事項については、別に条例で定める。